

**令和7年度「あおり米」消費宣伝プロモーション業務
企画提案競技実施要領**

※本事業は、令和7年度当初予算の成立が前提であり、今後内容が変更となることもあります。
あらかじめ御了承ください。

1 目的

この要領は、令和7年度「あおり米」消費宣伝プロモーション業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容

- (1) 業務名 令和7年度「あおり米」消費宣伝プロモーション業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで
- (4) 委託料 23,100,000円（消費税込み）以内
※ 委託料には、委託業務に係る全ての経費を含む。

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 国内に営業拠点を有する団体であること。
- (2) 事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- (3) 特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
- (4) 暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。
- (5) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（令和3年4月1日改正）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

4 企画提案競技実施の公示方法

青森県庁ウェブサイトにより公示

5 スケジュール

- (1) 公示 令和7年3月21日（金）
- (2) 質問受付期限 令和7年4月4日（金）17時（必着）
- (3) 質問に対する回答 令和7年4月11日（金）
- (4) 参加申込書提出期限 令和7年4月16日（水）17時（必着）
- (5) 企画提案書提出期限 令和7年4月30日（水）17時（必着）
- (6) プレゼンテーション及び審査会 令和7年5月14日（水）
- (7) 審査結果の通知 令和7年5月15日（木）
- (8) 委託候補先との打合せ、契約締結 令和7年5月下旬以降

6 企画提案競技の方法について

(1) 質問

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙様式1）を提出すること。

ア 提出先

下記9を参照

イ 提出期限

令和7年4月4日（金）17時（必着）

ウ 提出方法

電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

エ 質問に対する回答

質問内容及び回答は、令和7年4月11日（金）までに、県ウェブサイトに掲載する。ただし、質問内容が軽微な場合や、質問者の提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対して個別に回答することがある。

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙様式2）を提出すること。

ア 提出先

下記9を参照

イ 提出期限

令和7年4月16日（水）17時（必着）

ウ 提出方法

電子メール（提出確認のため、提出者は到着確認を行うこと。）

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書【7部】

(ア) 仕上がりをA4サイズとする。縦使い・横使いは問わない。

(イ) 記載が必要な事項は以下のとおりとする。

a 企画案

あおもり米「青天の霹靂」、「はれわたり」、「まっしぐら」（以下、「あおもり米」という。）の全国における認知度と消費拡大を図るため、業務仕様書3を踏まえた、県内事業者と協働した総合的なプロモーションを提案すること。

また、提案に当たっては、品種毎の特徴を生かした消費宣伝対策等を盛り込んだ「あおもり米販売戦略」（令和5年5月策定）を踏まえること。

なお、提案内容について不明点があった際、こちらから問合せをすることがある。

b 実施体制

- ・ 業務を実施するための体制（社内及び連携する全ての会社、個人を含む）
- ・ スタッフ全員のプロフィール

c 事業実施スケジュール

d 実績

過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績（官民間わない）

e その他特記事項

イ 経費見積書【7部】

消費税を含めた金額で見積もること。

ウ 提出先

下記9を参照

エ 提出期限

令和7年4月30日（水）17時（必着）

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

カ 留意事項

- ・ 提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。
- ・ 提案内容について不明点があった際、こちらから問合せをすることがある。

(4) プレゼンテーション

ア 日 時：令和7年5月14日（水）

具体的な時間については、参加者に別途連絡する。なお、参加申込が多い場合は、日時を変更することがある。

イ 場 所：参加者に別途連絡する。

ウ 実施方法：審査会でのプレゼンテーション方式

- ① 各社の審査順は、企画提案競技参加申込書の提出順とする。
- ② プレゼンテーションは、1社当たり、説明20分、質疑10分とする。

(5) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

ア 内容構成員

- ・ 事業の趣旨や目的等を十分に踏まえ、業務目的が達成される企画となっているか。
- ・ 業務の遂行に必要な関係機関との連携・調整が十分配慮された提案か。
- ・ 計画的な業務スケジュールとなっているか。

イ 運営体制

- ・ 青森県内の事業者と協働した運営体制となっているか。
- ・ 業務を安定的に実施する上で必要な人材や体制が確保されているか。

ウ 経済性

提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

エ 実績

本業務を受託するにふさわしい、同程度の業務実績や熟練度があるか。

(6) 受託候補者の選定

審査会において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1社を受託候補者として選定する。なお、提案者が1社の場合、提案者の得点6割に達したときは、受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和7年5月15日(木)に、採択・不採択に関わらず書面で通知する。なお、プレゼンテーションの日時が変更となった場合、併せて審査の通知月日も変更となる。

(8) 参加資格の欠格

当該手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。また、欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

ア 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき

イ 提案書を期限までに提出しないとき

ウ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき

エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき

オ 提案の内容が契約上限額を超えているとき

カ 上記に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) その他

受託候補者の選定に関する経緯等の質問には一切応じない。

7 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等について協議し、合意に達したときは、受託候補者から見積を徴し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

8 その他

(1) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者が負担することとし、企画提案書などの提出資料は返却しない。

(2) 提出期限までに企画提案書が届かなかつた場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。

(3) 企画提案書の差替及び再提出、記載内容の変更は原則として認めない。

(4) 提案数は、1社1案とする。

9 問合せ先、参加申込書・質問・企画提案書の提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県観光交流推進部県産品販売・輸出促進課 宣伝・販売グループ

電話 017-734-9607 (直通)

FAX 017-734-8119

メール kensanhin@pref.aomori.lg.jp